

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第28回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成22年3月11日（木）午前10時00分から午前10時18分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）池田 修

（委員）岩村修二，井部俊子，上原敏夫，山岸良太

（庶務）江川東京高裁総務課長，米満東京高裁総務課課長補佐，

中沖東京高裁総務課専門官

（説明者）安浪東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（2）協議

平成22年下半期の判事任命及び再任候補者に関する情報収集について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかった

ので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、昨年12月1日及び同月18日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における協議の結果、平成22年上半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した190人のうち、その後、願を取り下げた1人を除く189人について審議が行われ、186人については指名適当、3人については指名不適当との答申がされ、平成22年4月期の弁護士任官候補者3人については、1人は指名適当、2人は指名不適当と答申されたことが報告された。また、当地域委員会関係では、判事への再任候補者2人について指名不適当、弁護士任官候補者について1人が指名適当とされたことが報告された。

司法修習生からの新任判事補候補者の審議結果については、任官希望を出した100人について審議が行われ、99人については指名適当、1人については指名不適当と答申されたことが併せて報告された。

続いて、2月23日に開催された指名諮問委員会では、平成22年下半期における判事補から判事への任命及び判事への再任並びに平成22年10月期の弁護士任官候補者に係る情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

なお、今回、当地域委員会においては、弁護士任官候補者に係る情報収集をすべき諮問対象者がいないことと、判事任命・判事再任候補者に係る情報収集において重点審議者がいないことの説明があった。

ただし、指名諮問委員会からは、重点審議者ではないが、出向から復帰した後、10月に判事任命資格を取得する候補者については、出向直前の所属庁に対応する検察庁や弁護士会に情報収集を行う旨の依頼があったと

の報告がされた。

(2) 協議

平成22年下半期の判事任命及び再任候補者に関する情報収集について、協議の結果、判事任命・判事再任候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、判事任命・判事再任候補者に関する情報の受付期限については、5月6日（木）までとすることとされた。

(3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した判事任命・判事再任候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、現在、日程調整中であり、後日、庶務から期日を連絡することとされた。

以 上

(別 紙)

(案)

平成22年3月××日

東京高等検察庁検事長 殿	}	《各別に宛先記載》
〇〇地方検察庁検事正 殿		
〇〇弁護士会会長 殿		

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 池 田 修

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成22年10月から平成23年1月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供して

もらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成22年5月6日（木）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第28回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成22年3月11日（木）午後1時30分から午後2時10分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）河村博，松本新太郎，樋口美雄，吉戒修一

（庶務）江川東京高裁総務課長，米満東京高裁総務課課長補佐，

中沖東京高裁総務課専門官

（説明者）安浪東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（2）協議

平成22年下半期の判事任命及び再任候補者に関する情報収集について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかった

ので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、昨年12月1日及び同月18日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における協議の結果、平成22年上半期の判事任命・判事再任候補者については、判事任命願又は再任願を提出した190人のうち、その後、願を取り下げた1人を除く189人について審議が行われ、186人については指名適当、3人については指名不適当との答申がされ、平成22年4月期の弁護士任官候補者3人については、1人は指名適当、2人は指名不適当と答申されたことが報告された。また、当地域委員会関係では、判事への再任候補者2人について指名不適当、弁護士任官候補者について1人が指名適当とされたことが報告された。

司法修習生からの新任判事補候補者の審議結果については、任官希望を出した100人について審議が行われ、99人については指名適当、1人については指名不適当と答申されたことが併せて報告された。

続いて、2月23日に開催された指名諮問委員会では、平成22年下半期における判事補から判事への任命及び判事への再任並びに平成22年10月期の弁護士任官候補者に係る情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

なお、今回、当地域委員会においては、弁護士任官候補者に係る情報収集をすべき諮問対象者がいないことと、判事任命・判事再任候補者に係る情報収集において重点審議者がいないことの説明があった。

ただし、指名諮問委員会からは、重点審議者ではないが、出向から復帰した後、10月に判事任命資格を取得する候補者については、出向直前の所属庁に対応する検察庁や弁護士会に情報収集を行う旨の依頼があったと

の報告がされた。

(2) 協議

平成22年下半期の判事任命及び再任候補者に関する情報収集について、協議の結果、判事任命・判事再任候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

また、判事任命・判事再任候補者に関する情報の受付期限については、5月6日（木）までとすることとされた。

なお、ある委員からは、判事任命・判事再任候補者が現任庁に着任してから在職期間が短い場合に、前任地に対しても情報収集することを検討すべきではないかとの意見が出されたが、他の委員から異論が述べられ、第二分科会としての意見としては取り上げられなかったが、庶務から指名諮問委員会に対し、協議の中で上記意見が出されたことを伝えることとされた。

(3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した判事任命・判事再任候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、現在、日程調整中であり、後日、庶務から期日を連絡することとされた。

以 上

(別 紙)

(案)

平成22年3月××日

東京高等検察庁検事長 殿	}	《各別に宛先記載》
〇〇地方検察庁検事正 殿		
〇〇弁護士会会長 殿		

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 池 田 修

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成22年10月から平成23年1月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供して

もらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成22年5月6日（木）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長